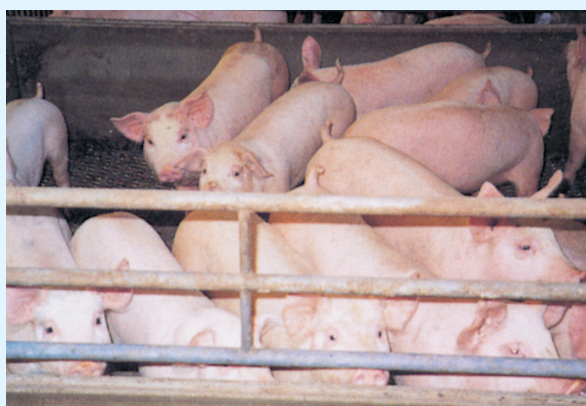


お知らせ

家畜の

飼養衛生管理基準

について



農林水産省消費・安全局衛生管理課
(社)全国家畜畜産物衛生指導協会

飼養衛生管理基準の制定

食品の安全性の確保のため、平成16年9月、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養衛生管理基準が制定されました。

飼養衛生管理基準は、平成16年12月1日から施行されます。

基準制定の背景

牛海綿状脳症（BSE）の発生などをきっかけとする国民の食の安全に対する不安を解消するための新しい取組みとして、平成15年、食品安全基本法が制定されました。この法律では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、農林水産物の生産から販売にいたる一連の食品供給行程において、事業を行う人は、それぞれの持ち場において、食品の安全性の確保のために必要な措置を適切に行う責任と義務を持つものとされました。

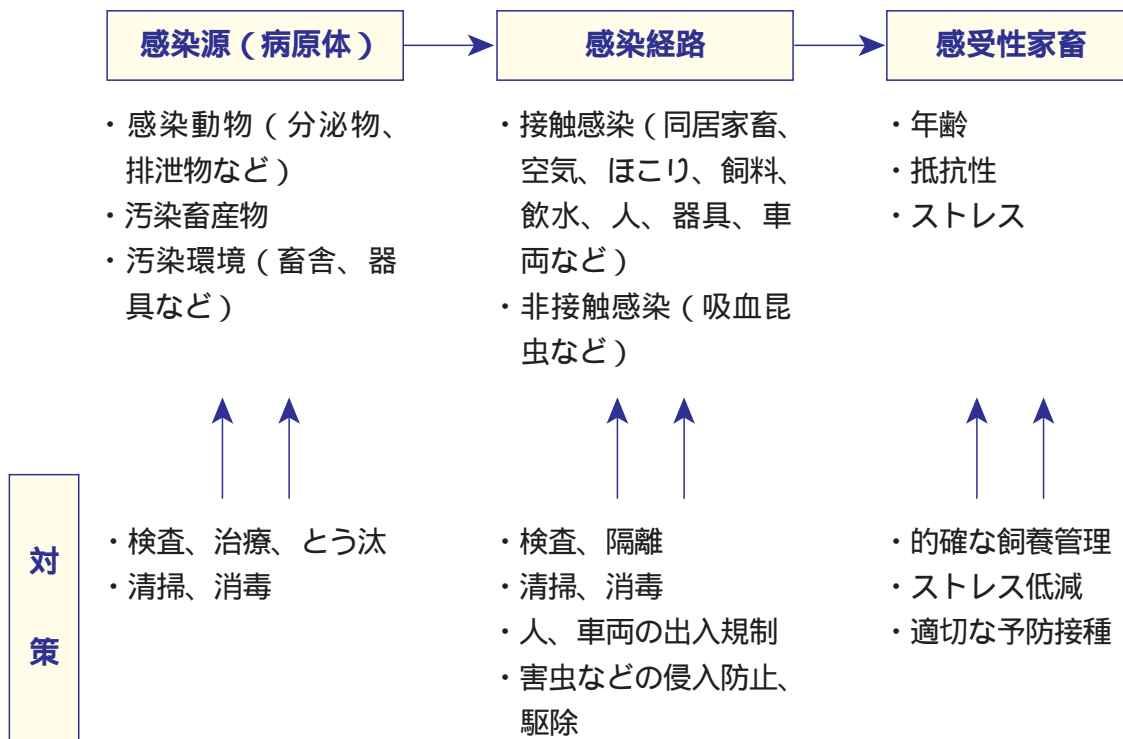
農林水産省では、食品の生産段階における安全性の徹底を図るため、食品の安全性の確保のための農林水産省関係の法律を整備しました。この中で、畜産物の生産に関係する家畜伝染病予防法が改正され、このたび、家畜（牛、豚、鶏）の所有者が守らなければならない飼養衛生管理基準が定められました。

食品である畜産物の生産段階では、日常、当たり前に行っている衛生管理が、食の安全性確保、国民の健康保護のために家畜の所有者に対して与えられた責任であり義務であることを十分認識し、衛生管理をよりの確に行っていただきたいと願っています。

健康な家畜が届ける乳、肉、卵

○ 家畜の伝染病予防のポイント

病原体と家畜の間で感染が成り立つ（伝染病になる）には、
病原体が存在する感染源があること、
家畜までの感染経路があること、
病原体を受け入れる家畜（感受性家畜）がいること
の3つの条件が必要であり、このうちひとつでも無くせば、
伝染病は予防できます。



家畜の伝染病は、家畜の衛生管理を適切に行えば、その発生を予防できるものが多いため、家畜の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理基準が定められたものです。

飼養衛生管理基準の対象となる家畜は、牛、豚、鶏です。

○ 家畜の飼養衛生管理基準

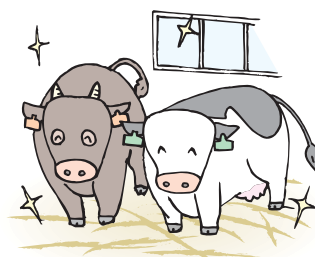
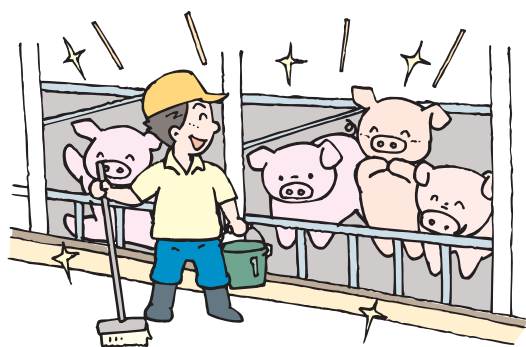
農林水産省令で定められた家畜の飼養衛生管理基準は、次の10項目です。

1. 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。

この規定は、家畜の飼養環境に家畜の伝染病の病原体があることを想定し、これをなくすことによって、家畜への感染をシャ断するために行う衛生管理です。

畜舎、器具などに家畜の排せつ物などの有機物が残っていると消毒効果は大きく落ちます。このため、消毒を行う前に、十分な清掃、洗浄を行うことが重要です。また、洗浄後は良く乾燥させてから消毒を行いましょう。空舎時の消毒の徹底は、病気を次へ持ち越さないために重要な衛生管理です。

このほか、敷料の交換や作業に使用する衣服、靴などの洗濯や消毒、交換を行い、飼育環境を常に清潔に保つことが必要です。



2 . 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。

この規定は、人の体、衣服、靴などに家畜の伝染病の病原体が付着して病気がひろがるのを防ぐために行う衛生管理です。

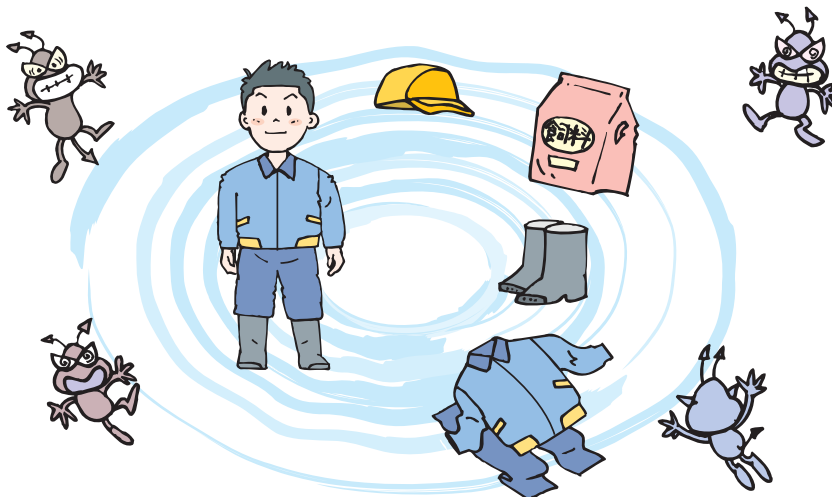
出入する際の洗浄・消毒に当たっては、踏み込み消毒槽や手指消毒槽を設置し、定期的に消毒液の交換を行うことが重要です。また、作業に使用する衣服、靴などについては、畜舎ごとに専用のもを使用することも衛生管理として有効な手段です。

なお、清掃、消毒は、1日の作業プログラム、毎月の作業プログラムを作り、そのスケジュールに従って行い、作業を終えた時は、それを記録しておくことが効率的であり、確実です。

3 . 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。

この規定は、家畜、ねずみや野鳥の排せつ物などに病原体が含まれていることがあることを想定し、これが飼料や水に混入し、伝染病がひろがるのを防ぐために行う衛生管理です。

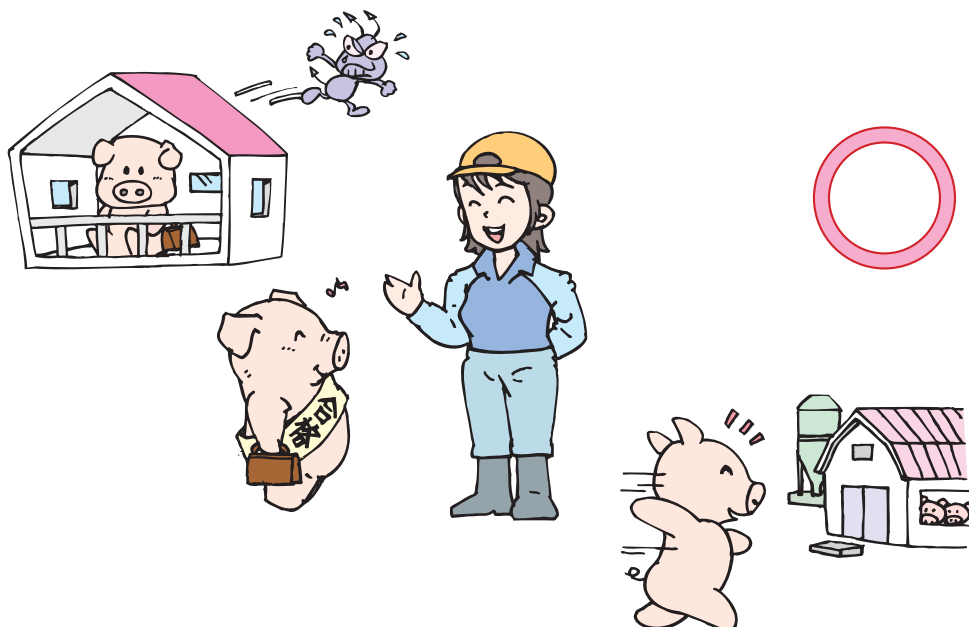
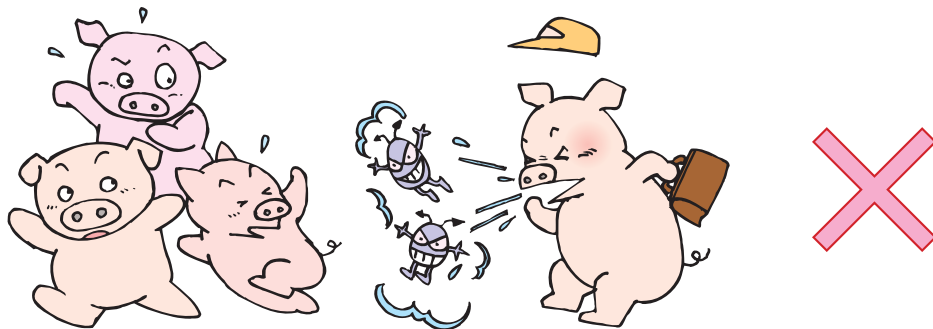
飼料保管施設、飲水施設は、定期的に汚染防止、侵入防止ができていないかを点検し、その管理記録をつけておきましょう。



4. 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。

この規定は、導入家畜が万が一伝染病にかかっていた場合、その病原体をひろげる危険性があるため、これを防ぐために行う衛生管理です。

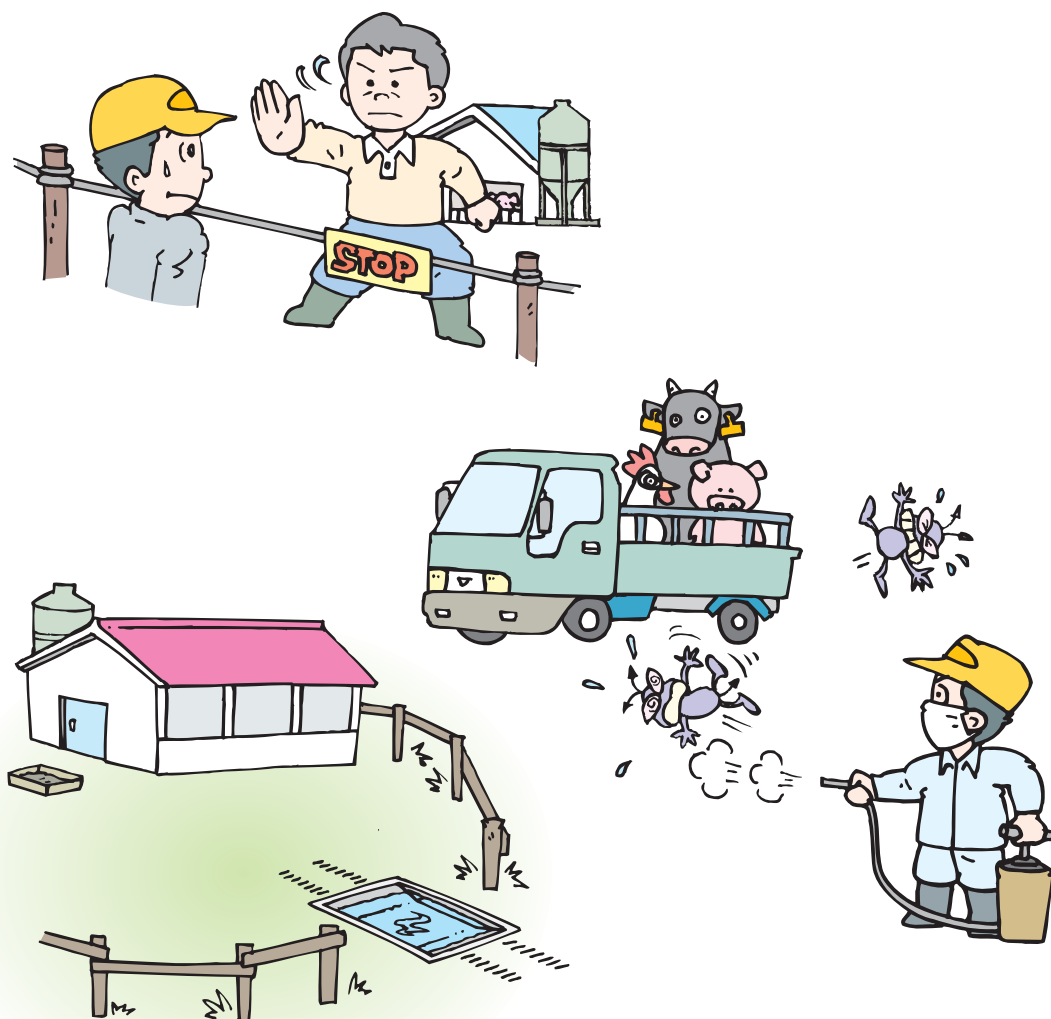
家畜を導入するときは、事前に、導入元の衛生状況を確認しておくことが大切です。導入後は、飼養家畜と隔離して健康観察を綿密に行い、異常がないことを確認しましょう。隔離は、隔離畜舎を利用するか、空き畜舎または空き区画への収容などにより行いましょう。また、導入家畜に使用する器具を別に用意したり、作業を最後に行うなどの配慮も必要です。



5. 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。

この規定は、人や車両が農場内に伝染病の病原体を持ち込む危険性があるため、これを防ぐために行う衛生管理です。

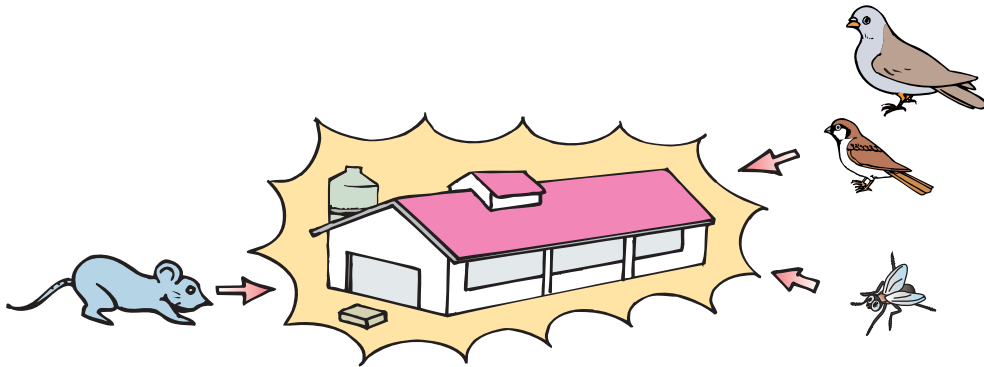
農場、畜舎等へは、特に必要がないかぎり立入りを認めないことが望ましく、必要があって立入りを認める場合は、消毒、衣服・靴などの交換を行うことが必要です。車両の消毒は、特にタイヤ、泥よけなどに対し、入念に行いましょう。



6．畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。

この規定は、伝染病の中には、ねずみ、野鳥、はえ、蚊などによって、その病原体がひろがるものもあることから、この感染経路を断つために行う衛生管理です。

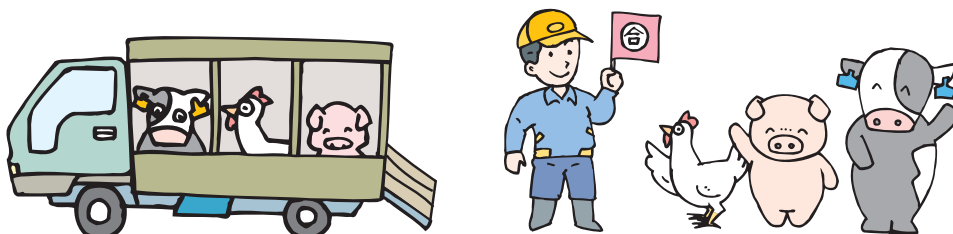
畜舎の定期的な見回りと必要な修繕を行い、ねずみや害虫などの侵入防止や駆除に努め、実施後は、これを記録しておくことが必要である。



7．家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。

この規定は、家畜の移動に伴い伝染病の病原体がひろがるのを防ぐために、出荷する際に行う衛生管理です。

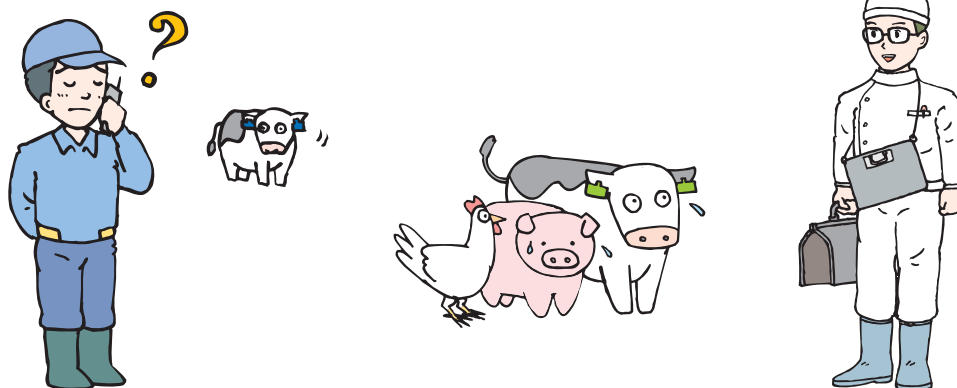
他の農場、家畜市場、と畜場、食鳥処理場、品評会などへ家畜を移動する場合は、家畜の汚れを落とし、健康状態を確認し、健康な家畜を出荷しましょう。



8．家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

この規定は、家畜の病気の早期発見と早期回復により、伝染病の発生予防と適切なまん延防止のために行う衛生管理です。

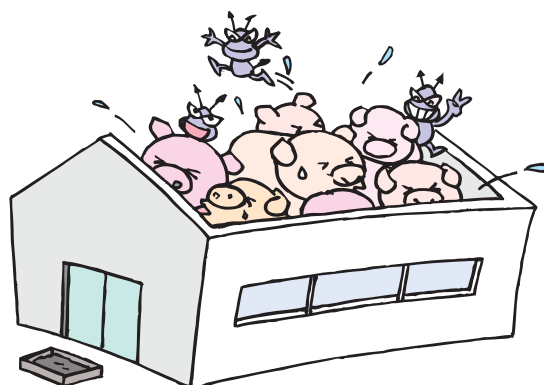
日常の飼養管理の中で家畜の健康状態を観察し、記録を残し、異常が認められたときは、すみやかに獣医師の診療または指導を受けることが必要です。



9．家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

この規定は、過密な飼養が家畜に過大なストレスを与え、病気にかかりやすくなることを防ぐために行う衛生管理です。

適切な飼養密度は、家畜の種類や飼養の形態ごとに一律に定められるものではなく、温度、湿度、換気の状態などにより異なりますので、家畜の健康に異常を起こさないような飼養密度で飼養管理しましょう。

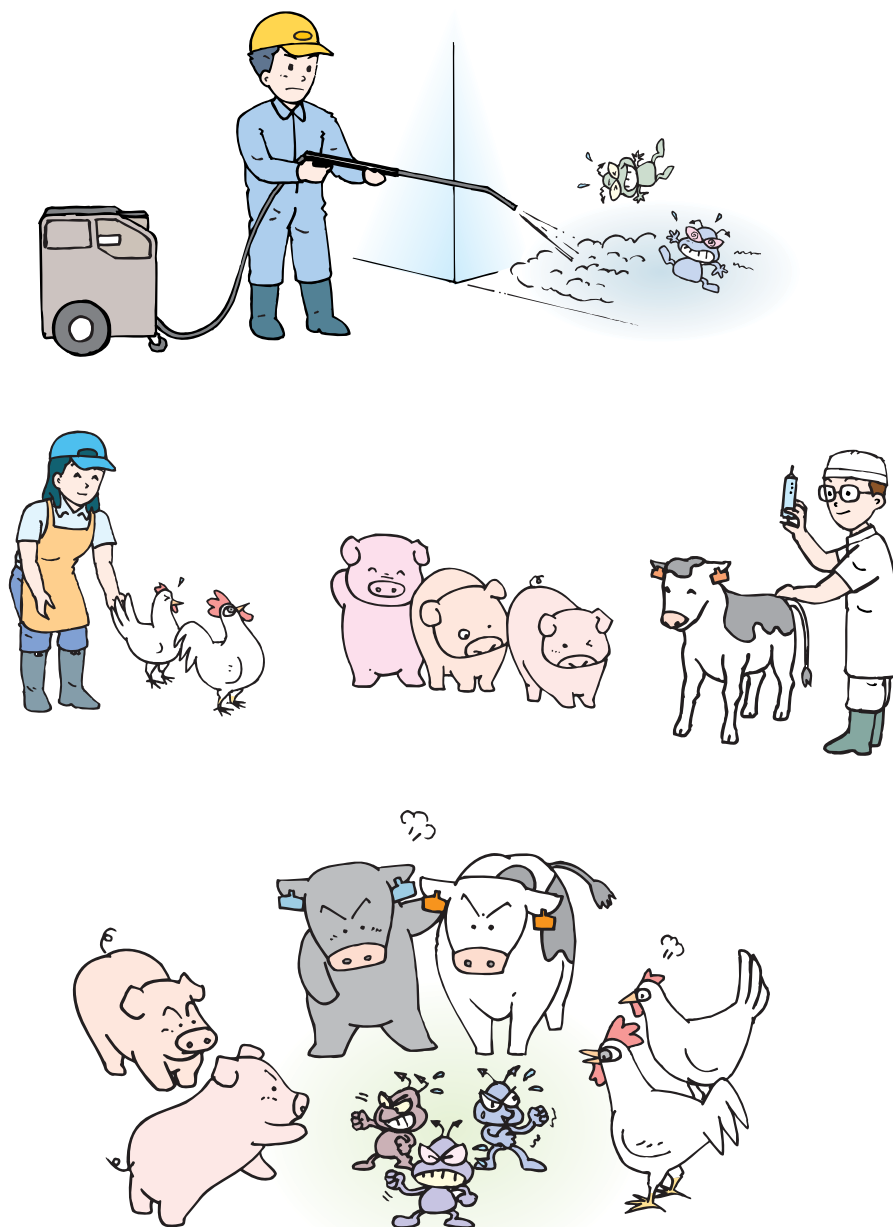


10. 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

この規定は、家畜の所有者が発生予防の知識の習得に努め、適切な衛生管理を行うことを目的としています。

農場の状況に応じた適切な衛生管理を図るため、伝染病の予防原則である感染源の対策、感染経路の対策、感受性家畜の対策などに関する知識の習得が必要です。

家畜の衛生対策については、最寄りの家畜保健衛生所などに気軽に相談し、適切な衛生管理を行い、経営の発展に結び付けましょう。



- 飼養衛生管理基準は、このように、日常注意すべき衛生管理について示したのですが、これが守られず、伝染病の発生予防を十分に行えないと判断される場合、家畜保健衛生所などから、農場の状況に応じて、どこを改善するべきかの助言や指導が行われますので、これに従うようにして下さい。

こうした指導が守られない場合は、都道府県知事は、家畜の所有者に対して、改善に必要な期限を定めて、改善勧告を行うことができます。さらに、この改善勧告に従わないときは、改善命令を行うことができ、この命令に違反すると30万円以下の罰金が科せられることとなっています。

消費者に安心届ける衛生管理



〔 飼養衛生管理基準に係る法令（抜すい） 〕

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（飼養衛生管理基準）

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

（勧告及び命令）

第12条の4 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理規準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 ……、第12条の4第2項、……の規定による命令に違反した者

家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第2条 法第12条の3第1項の政令で定める家畜は、牛、豚及び鶏とする。

〔 家畜伝染病防疫対応強化事業（家畜衛生対策事業） 〕

発行：社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会

東京都文京区湯島3 20 9 緬羊会館内

TEL.03-3833-3861 FAX.03-3833-3864